

[参考Ⅱ-2-7]

中部銀行の旧経営者に対する民事提訴について（報道発表）

平成15年2月18日

中部銀行（以下「当行」）は、平成14年3月8日、預金保険法に基づき、金融庁長官から「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受け、以来、金融整理管財人は、同法第83条に基づく旧経営陣の責任追及のための調査を行ってきたが、本日、静岡地方裁判所において、以下のとおり旧経営陣に対して民事訴訟を提起するに至った。

第1 被告 ※肩書きは本件実行当時・年齢は現在

富士根観光案件

- ① 渡邊利勝（代表取締役頭取）（72歳）
- ② 後藤忠秀（常務取締役）（61歳）
- ③ 佐藤健彦（常務取締役）（63歳）
- ④ 小川金三（常務取締役）（69歳）

日原案件

- ① 飯塚 明（代表取締役頭取）（77歳）
- ② 梅井尚志（取締役副頭取）（65歳）
- ③ 堤 康司（常務取締役）（65歳）
- ④ 平山梅幸（常務取締役）（66歳）

第2 提訴金額

第1事件 7億円（4名連帯）

第2事件 3億円（飯塚・梅井・堤が3億円連帯、平山が1億円連帯）

第3 提訴案件

1 富士根観光案件

本件は、平成5年3月19日、富士根観光株式会社（以下「富士根観光」）が日產生命保険相互会社（以下「日產生命」）から借り入れた15億円について、当行が日產生命に対して支払承諾を行ったが、この支払承諾を行ったことによって当行に損害を与えたことが取締役に課された善管注意義務に違反するものとして提訴した。

富士根観光（本店所在地：富士宮市栗倉南町147番地、代表者：小池章）は富士宮市内で「南富士緑地工業団地」と称する工業団地開発プロジェクトを手掛けていた会社で、日原グループのグループ会社であった。

本件支払承諾の裏議書によれば、富士根観光は日產生命から借り入れた15億円を同プロジェクトの販売代金で返済することになっていたが、本件支払承諾を実行した當時、実際には同プロジェクトは実現可能性が乏しく、プロジェクトの

販売代金で返済できる見込みはなかったのに、プロジェクトの実現可能性等について調査を行わずに本件支払承諾を実行した。

また、当行は、本件支払承諾について帝産オート株式会社との間で同社を保証人とする保証契約を締結したが、当時、同社を中心とする帝産グループは経営状況が悪化しており、保証履行能力はなかった。

富士根観光は、本件支払承諾実行の約4か月後には日産生命への返済を滞らせたため、当行は支払承諾の履行に代えて、数回にわたって富士根観光に対して融資を行い、富士根観光はその融資金で日産生命に15億円を返済した。

こうして本件支払承諾は当行から富士根観光への融資に切り替えられたが、結局、プロジェクトは実現せず、最終的に合計約10億6000万円が未回収となった。今回は、このうちの一部請求として7億円の損害賠償を請求するものである。

2 日原案件

本件は、日原グループの中核企業である株式会社日原（本店所在地：富士宮市外神東町80番地、代表者：中島弥一）に対して、平成7年4月から同8年12月までの間に実施した手形決済資金など運転資金のための一連の融資のうち、最終的に回収不能となった3件

平成8年9月2日 2億5800万円

同年11月1日 1億円

同年12月2日 1億4000万円

の合計4億9800万円の融資を行ったことによって当行に損害を与えたことが取締役に課された善管注意義務に違反するものとして提訴した。

当時、株式会社日原（以下「日原」）は経営が極めて悪化しており、当行が手形決済資金などの資金繰りを支援しなければ直ちに倒産するおそれがある状態だった。そこで、被告らは、日原グループの中核企業である日原が倒産することにより富士根観光のプロジェクトが頓挫することをおそれ、日原を延命させるために融資を続けた。

日原に対する融資は実質的に大幅な保全不足であったが、被告らは、日原に入金される工事代金の振込口座を指定するだけで、他に有効な保全措置を講じないまま融資を続けた結果、提訴対象の3件の融資については結局回収できなかった。

提訴対象の3件の融資合計4億9800万円のうち、最終的に約3億5000万円が回収不能となり、このうちの一部請求として3億円の損害賠償を請求するものである。